

令和三年度第四回（七月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第4回総会議事録

1 開催日時 令和3年7月29日(木) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 3番 中尾貞治 4番 久本純造 5番 立森和富

6番 前田貞松 7番 中川一範 8番 松尾正晴

9番 長谷川 博 10番 山口勇満 11番 中島康範

12番 松本秀徳 13番 陣野昭則 14番 山口廣三

15番 澤久 進 16番 周防克己 17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 1番 池田つや子 2番 久保 繁

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地改良等届出書受理の件

第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利

次 長 増山義洋

主任 半田智也

事務職員 中山幸一

事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和3年度 諫早市農業委員会 第4回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、1番・池田つや子委員、2番・久保繁委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に5番・立森委員、14番・山口廣三委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、有喜地区、中通町の農地1筆、772㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,346㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に5年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
2番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地3筆、1,372㎡について、耕作に便利のため、使用貸借20年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は20,491㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に40年間従事され、借人宅から申請地までは徒歩で約2分でありま

す。3番と4番は関連がございます。農地の交換です。

3番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,404㎡について、耕作に便利のため、4番と交換する申請です。権利取得後の農地面積は56,419.15㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に28年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分でありま

4番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1, 414㎡について、耕作に便利のため、3番と交換する申請です。権利取得後の農地面積は42, 597.83㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

5番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、2, 384㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は45, 420㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

6番、森山地区、森山町唐比西の農地1筆、412㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は21, 070㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に4年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

7番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、816㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は16, 971.50㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に31年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

8番、飯盛地区、飯盛町里の農地2筆、4, 023㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は12, 634㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に39年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

9番と10番は取下げがありました。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議よろしくお願

- 議 長 1 番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1 番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、2 番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 2 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 2 番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2 番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、3 番から 6 番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 3 番と 4 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。お互いに現在耕作している農地に隣接することとなりますので便利になると思います。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 委 員 5 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、飼料作物を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
 6 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、生姜、キャベツを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 3 番から 6 番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3 番から 6 番は申請どおり許可することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番から6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、7番と8番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、人参を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議よろしくをお願いします。

議長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、多良見地区、多良見町野川内の畑2筆、計403㎡について、農業用施設用地、農業用倉庫とする追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者は多良見町内で農業を営んでおり、本件は平成8年頃に収穫物保管及びコンテナ置場、車庫として農業用倉庫を建築し、現在まで至っております。申請地の造成はなく現状のまま利用し、雨水排水については自然流下で水路へ、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。議案第2号については、以上となっております。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろ

しくをお願いします。

議 長 1 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1 番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第 3 号) 事務局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1 番、諫早地区、栄田町の畑 3 筆、275㎡について、建売分譲住宅用地 1 区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第 2 種農地に該当しております。本件は木造 2 階建ての住宅を建築するもので、土地利用計画については切土を最高 0.6m 施し、申請地周辺の一部には擁壁を設置いたします。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可申請中です。

2 番、諫早地区、栄田町の畑 3 筆、307㎡について、住宅用地、一般住宅とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第 2 種農地に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築し、土地利用計画については切土を最高 0.6m 施し、申請地周辺の一部には擁壁を設置いたします。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可申請中です。

3 番と 4 番は取下げがありました。

5 番、小野地区、長野町の畑 1 筆、16㎡について、水道施設用地とする追認の転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については一団の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当しますが、土石その他の資源の採取のため不許可の例外に該当します。本件については、平成 25 年頃に既存のポンプ施設が揚水不良となり、各家庭への配水が不能となる恐れが生じたために緊急的に取水ポンプを設置しました。その後、令和 2 年にポンプ室を整備したものです。雨水排水については水路へ、隣接する農地はなく、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

6 番、小野地区、小野町の畑 1 筆、366㎡について、住宅用地、一般住宅とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久で親子間による貸借となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第 2 種農地に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築し、土地利用計画については盛土を最高 0.3m、切土を最高 0.3m 施し、申請地周辺の一部には擁壁を設置いた

します。雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

7番、小野地区、川内町の田2筆、計385㎡について、住宅用地及び通路用地とする転用申請です。住宅は一般住宅となります。住宅用地部分については持分2分の1ずつ、通路用地部分については持分6分の1ずつとするものです。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地については、土地を現状のまま利用し、一部既存のブロック擁壁を利用します。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

8番、有喜地区、有喜町の畑1筆、635㎡について、駐車場用地17台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、福祉施設の職員用駐車場として整備するもので、申請地の造成はなく砂利舗装を行い利用します。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

9番、本野地区、富川町の畑1筆、47㎡に農地以外の併用地3筆を合わせた合計262㎡を、墓地用地6区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件ですが、本明川ダム建設事業に伴う墓地の代替地として転用するもので、申請地については、切土を最高3.5mほど施し、新たに擁壁を設置することにより土砂流出がないようにします。雨水排水については水路へ、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。また、水路の用途廃止については令和3年7月2日付でなされております。

10番、本野地区、上大渡野町の畑2筆、計4,881㎡に農地以外の併用地を合わせた合計4,887.36㎡を太陽光発電施設用地とする転用申請です。太陽光パネルは960枚設置し、フェンス区域内の面積は4,881㎡、売電単価は税込13.2円となっております。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については土地を現状のまま利用し、周辺にはフェンスを設置します。雨水排水については申請地南側に、表面部分に防水シートを施した0.3mの素掘り溝を設置し、既存の水路へ放流します。なお、水路へ放流する途中には、集中柵を3か所とカナパイプφ200を2か所設置します。流量計算書が市へ提出されており確認済みとなっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。

11番、長田地区、長田町の田4筆、計3,594㎡に、併用地として県道の一

部を合わせた合計3,849㎡を、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準についてはJR肥前長田駅から概ね300m以内にある農地であるため第3種農地に該当しております。譲受人は市内で土木・建築工事業等を営んでおります。本件については現在資材置場が不足していることから、残土・砕石、型枠・U字溝、重機置場などの資材置場として利用するために転用するものです。申請地については、盛土を1.5m施し、法面部分は張コンクリートを施し、土砂流出の被害がないようにします。雨水排水については既存の水路へ放流し、隣接する農地との間に3m以上の緩衝地を設け、日照・通風等の被害が無いようにします。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。

12番、多良見地区、多良見町野川内の畑1筆、131㎡について、住宅用地、一般住宅とする転用申請です。契約内容は親子間による贈与となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、一部既存の擁壁を利用します。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

13番、飯盛地区、飯盛町後田の畑1筆、983㎡について、農業用施設用地、出荷作業所及び駐車場とする追認の転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振農用地となっております。譲受人は飯盛町内で農地所有適格法人として、生花の生産、卸・販売業等を営んでおります。本申請については、農用地区域内の農業施設を整備するため、平成29年11月7日付で農用地利用計画の軽微な変更（農用地から農業用施設用地へ）がなされましたが、その後の農地転用申請の手続きを失念し、平成30年に整備したものです。申請地の造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ放流しております。隣接する農地はなく、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

14番、飯盛地区、飯盛町久保の田1筆、691㎡について、事業所用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、同町内で造園業を営んでおり、苗木・植木の仮植地として利用するため転用申請を行うものです。申請地ですが、土地は現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とします。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

15番、飯盛地区、飯盛町野中の田1筆、586㎡について、住宅用地、一般住宅とする転用申請で、法面部分を除く有効利用面積は451㎡となります。契約内容は兄弟間による贈与となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、土地を

現状のまま利用し、一部法面保護を施します。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

16番、飯盛地区、飯盛町上原の畑1筆、543㎡について、農業用施設用地、農業用倉庫とする追認の転用申請です。契約内容は親子間による贈与となっております。区域区分はその他の区域、農振農用地となっております。譲受人は、飯盛町内を中心に馬鈴薯・人参等の営農をしており、農機具類を保管するための倉庫を、既存の農業用倉庫を増築する形で整備します。なお、既存の倉庫は平成12年頃に整備したのですが、農地転用の手続きを経ずに整備したため、今回、その分の追認を兼ねる形での申請となります。申請地については、土地を現状のまま利用し、一部法面保護を施します。雨水については水路へ放流しております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。許可なく農地を農地以外のものにしてしまったということで、顛末書の提出がなされております。農用地区域内の農業施設を整備するため、令和2年8月6日付で農用地利用計画の軽微な変更（農用地から農業用施設用地へ）がなされております。

17番、高来地区、高来町山道の畑1筆、144㎡について、農業用施設用地、養豚用の保育舎とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、小長井町内で養豚業を営んでおり、未熟豚の保育舎として利用するため転用申請を行うものです。申請地については、土地を現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とします。隣接する農地はありません。保育舎建設については、所有の材料を利用して自分で建築するため資金はかからず、その旨を記載した申立書の提出がっております。議案第3号については、以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番と2番は隣接地ですので一括して説明します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は許可することに決定いたします。

議長 次に、5番から7番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。

委員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 5番から7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番と10番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番と10番については、本野地区の委員が欠席ですので、同じA地区の私が説明させていただきます。

9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、隣接所有者との間で十分な協議が行われていなかったとの報告がありました。また、同じ隣接農地所有者が、昨年の大雨の時に自宅の庭先まで雨が流れてきていたため新たに太陽光発電施設ができると不安に思っているとの報告がありました。このことから判断して、一旦審議を保留とし同意書の提出を求め、再審議をする方がよいとの意見でした。10番の件に関しましては、提出された協議書で協議をしたとのことでありましたけれども、自宅ではなく畑でお会いされた時に、図面も何もなく口頭で説明されたとのことでした。今回、この太陽光発電施設につきましては、熱海市における土砂災害の件もありますので慎重に審議をしたらどうかとの意見もありました。10番については、慎重な審議をしていただきたいと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。

委員 9番は特に問題ありませんが、10番は再審議とした方がいいと思います。

議 長 ほかにご質問等はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ほかにご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番については、隣接農地所有者の同意書の提出を求めることとし、再審議とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番は隣接農地所有者の同意書の提出を求め、再審議とすることに決定いたします。

議 長 次に、11番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、隣接農地所有者との協議報告書の中で、協議の相手が既に亡くなっているにも拘わらず話し合いをしたとの記載がありました。また、別の所有者の欄には事業計画に異議がないとの記載がありましたが、異議がないとの回答は一切されていないとの指摘がありました。この件に関しましては、虚偽の申請ではないかとの意見があり、事実と異なることを堂々と記載していますので、再審議が必要と思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 11番について、何かご質問等はありませんか。

議 員 このことに関しましても10番と同様に隣接する地権者の同意書を求めたらどうかと思います。また、隣接農地所有者との協議書の中に自治会との協議まで入っている訳です。これは万全を期して業者の方が自治会にお願いをされて自治会も良かれと思って参加されたのか、協議する必要があることを知らなかったのかまでは確認しておりませんが、この件については、誰に協議するのかを明確にして関係する隣接者の同意書を添付して、再審議としてはどうかと思います。

議 長 11番については、そのように対処することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番は関係する隣接者との同意書を添付して、再審議することに決定いたします。

議 長 次に、12番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、13番から16番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま
- 委員 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま
- 委員 15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま
- 委員 16番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくお願
- 議長 13番から16番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、13番から16番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、13番から16番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、17番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 17番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくお願
- 議長 17番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、17番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、17番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
- 1番と2番は借受人が同一の案件です。
- 1番、長田地区、正久寺町の農地1筆、271㎡、
- 2番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,812㎡、計2筆、2,083㎡を新規に就農するため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人はキュウリの生産を主体に経営されます。
- 3番と4番は借受人が同一の案件です。
- 3番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地2筆、2,947㎡、
- 4番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地2筆、2,546㎡、
- 計4筆、5,493㎡を、法人として農業経営を行うため、使用貸借10年で借り

入れる新規の申出です。申出人は、ミカンの生産を主体に経営されています。

5番、森山地区、森山町本村の農地1筆、3,937㎡を、耕作に便利のため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、ゴーヤ、そら豆、カボチャ、唐辛子の生産を主体に経営されています。

6番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、974㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

7番、諫早地区、仲沖町の農地1筆、4,080㎡を、共有者の持分2分の1を取得し農業に精進するため、購入する申出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

8番、小栗地区、平山町の農地1筆、983㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、キュウリの生産を主体に経営されています。

以上、1番から8番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4,5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の9番から15番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号の9番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,254㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の10番、小野地区、小野島町、川内町の農地2筆、6,007㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦、アスパラガスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の11番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,940㎡を、議案第5号の3番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の12番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,374㎡を、議案

第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の13番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1,778㎡を、議案第5号の5番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の14番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、2,864㎡を、議案第5号の6番に賃貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の15番、高来地区、高来町下与の農地1筆、1,398㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、赤崎町の農地3筆7,289㎡について、議案第5号の8-1番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年5か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町本村の農地2筆5,967㎡について、議案第5号の8-2番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年3か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、小野島町の農地7筆11,188㎡について、議案第5号の9番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年2か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町田尻の農地1筆2,956㎡について、議案第5号の10番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間

の残存期間である6年3か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆528㎡について、議案第5号の11番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、生姜の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年3か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆1,332㎡について、議案第5号の12番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年3か月となっています。

以上、第4号議案の9番から15番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から12番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の9番から15番、また、議案第5号の1番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の9番から15番を許可し、議案第5号の1番から12番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の9番から15番を許可し、議案第5号の1番から12番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から2件、小栗地区から1件、長田地区から2件、多良見地区から1件、森山地区から2件、合計8件の届出が出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、真津山地区、真崎町の畑2筆、計989㎡を住宅用地にする届出です。

2番、真津山地区、小船越町の畑2筆、計477㎡を住宅用地にする届出です。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、栄田町の畑1筆185㎡を保育園の園庭用地にする売買の届出

です。

2番、小栗地区、平山町の畑3筆、計1,506㎡を住宅用地にする売買の届出です。

3番、真津山地区、真崎町の畑1筆863㎡を駐車場・資材置場・仮設事務所用地にする使用貸借の届出です。これは報告第2号の1番の共同住宅建築工事に伴う一時転用です。

報告第4号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、小野地区、小野島町の農地1筆2,200㎡について、田畑転換する届出です。水稲収穫が不安定で生産性が低いため、田畑転換を行い生産性を高めるものとなっております。工事後はブロッコリーを作付する計画です。

2番、高来地区、高来町山道の農地1筆2,398㎡について、田畑転換する届出です。排水が悪く生産性が低いため、田畑転換を行い生産性を高めるものとなっております。工事後はタマネギ等を作付する計画です。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

真津山地区から2件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、合計4件の非農地通知申出書を受理いたしました。全て山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 　　ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
　　（「なし」と言う者あり）

議 長 　　なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 　　以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

　　（「異議なし」と言う者あり）

議 長 　　ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 　　本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	8件。
議案第2号	農地法第4条許可	1件。
議案第3号	農地法第5条許可	13件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	15件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	12件。

以上、審議件数は、全部で49件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

　　（「なし」と言う者あり）

議 長 　　なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。
事 務 局 　　（事務連絡）

議長　　それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第4回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)